

# 八重山地区小学校体育研究会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、八重山地区小学校体育研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、主たる事務局を本会会長所属校に置く。

(目的)

第3条 本会は、八重山地区における小学校体育の推進を図るため、小学校体育科教育の分野において、研究並びに研修することを目的とする。

(組織)

第4条 本会の会員は、八重山地区小学校の体育担当教諭等及び同好の者をもって組織する。

## 第2章 事業

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小学校体育科分野にわたる研究
- (2) 小学校体育科の研究会及び講習会の開催
- (3) 研究集録及び小体研だより等の刊行
- (4) 沖縄県小学校体育研究会及び各地区研究会等との連携
- (5) その他目的達成のための必要とする事業

## 第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長4名 理事長1名 副理事長2名 事務局長1名  
監事2名 会計2名 理事若干名

(役員の選出)

第7条 役員は、次の各号より選出し、その任期は2カ年とするが再任を妨げない。但し、補充によって就任した役員は前任者の在任期間とする。

- (1) 会長、副会長は理事会において選出し、総会の承認を得る。
- (2) 理事は会長の指名により、理事長は理事の推举によって選出する。
- (3) 会計は、理事の中から会長が指名する。
- (4) 監事は、理事以外から会長が指名し、理事会で承認する。

(役員の任務)

第8条の1 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会運営を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時は職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長・副会長を補佐し、会務を掌理し執行する。
- (4) 副理事長、事務局長は、理事長を代行し、理事長が欠けた時は会議を代行する。
- (5) 理事は、本会の運営について、諸事項を協議する。
- (6) 会計は、本会の会計事務を司る。
- (7) 監事は本会の会計を監査する。

第8条の2 会長は必要に応じて役員を招集し、協議することができる。

#### 第4章 会議

(総会)

第9条の1 本会の総会は毎年1回で、原則5月までに行う。但し、会長の招集によって臨時に行うことができる。

第9条の2 総会は会員の過半数によって開催することができる。

第10条 総会において処理すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 役員の承認
- (3) 予算・決算の承認
- (4) 事業の承認
- (5) その他必要な事項

(理事会)

第11条の1 本会に理事会を置く。理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。

第11条の2 理事会は理事の過半数をもって開催することができる。

(理事会の権限)

第12条 理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 会則案及び審議決定及び総会への報告
- (2) 事業計画の審議決定及び総会への報告
- (3) 予算の審議決定及び決算の承認、予算、決算の総会への報告
- (4) 総会を開催する余裕のない時は、理事会をもって総会に変えることができる。
- (5) その他必要な事項

## 第 5 章 会計

### (経費)

第 13 条 本会の運営に関する経費は、会費、補助金、寄付金をもって充てる。

### (会費)

第 14 条 本会の会員は、会費を納めなければならない。その会費は、年額 2,000 円とし  
総会において納入する。

### (予算と決算)

第 15 条 本会の經理は、総会において承認された予算書にもとづいて行う。なお、決算は  
会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### (会計監査)

第 17 条 本会の会計監査は総会の 1 ヶ月前までに行うものとする。

## 第 6 章 雜則

### (会員加入)

第 18 条 本会の新会員は隨時加入することができる。

### (顧問)

第 19 条の 1 本会に相談役を置くことができる。

第 19 条の 2 相談役は理事会の推薦によって会長が委嘱する。

### 附則

本会則は平成元年 4 月 15 日から施行する。

本会則は平成 20 年 6 月 13 日から施行する。

本会則は令和 2 年 6 月 26 日から施行する。